

令和5年8月22日

公 告

陸上自衛隊
春日井駐屯地業務隊長

陸上自衛隊春日井駐屯地における委託売店の設置及び経営に関する業者の募集について

愛知県春日井市西山町無番地に所在する陸上自衛隊春日井駐屯地において、飲食店または理容店を設置し経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 販売品の専門業者であること。（第三者委託行為の禁止）
- (3) 暴力団排除に関する事項について誓約を行うことができる者であること。
（暴力団及び暴力団員ではないこと。また暴力団と関係しないこと。）
- (4) 当駐屯地において実施する業者説明会に参加できる者であること。
- (5) その他、仕様書に示す条件を満たすこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置業種及び店舗数

- (1) 飲食店または飲食店兼隊員クラブ 1店舗
※ 飲食店とは、食堂・喫茶店等のことをいう
- (2) 理容店 1店舗

4 設置期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間で設置及び経営を希望する日

※ 土日祝を除いた開庁日で使用許可された日とする。ただし、国行事、業務等の都合、国指定感染症等発生時及び天変地異等により使用できない日を除く。

5 業者説明会および申請書類等の配布

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

※ 参加を希望される業者の方は、事前に会社等の名称、氏名、連絡先を電話により通知してください。

(1) 日 時

令和5年9月8日（金）午後2時から

(2) 場 所

陸上自衛隊春日井駐屯地厚生センター1階

6 その他

細部の内容は別冊資料「飲食店・理容店等仕様書」による。

7 問い合わせ先

〒486-0803

愛知県春日井市西山町無番地

陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊厚生科 担当：福原

電 話 0568-81-7183（内線370）

対応時間 平日9時から13時、14時から17時の間

飲食店・理容店等
仕様書

春日井駐屯地業務隊

仕様書（その1）

- 1 業務件名
陸上自衛隊春日井駐屯地における飲食店、理容店等の設置及び経営
- 2 業務内容
飲食店、理容店等の設置及び経営の業務
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、飲食店、理容店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、東海防衛支局長（以下「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。
 - イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
 - ウ 国において使用物件を必要とするとき。
 - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるとき。
 - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

なお、原状回復には、前業者が設置し、引き継いだ壁紙、電気・ガス・水道設備、グリストラップの清掃、排水管の高圧洗浄、その他の備品等の撤去を含む。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

- (4) 本仕様書及び仕様書（その2）の全記載事項を遵守できること。
- (5) 企画提案書の「防衛省内に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画書」において、2年間営業した場合の収支が黒字であること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に飲食店、理容店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1平方メートルあたりの国有財産使用料は、以下のとおりとする。

年額10,673円/m²（消費税別）

※ 上の使用料は、令和5年1月の単価であり、上下する場合がある。

なお、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

7 光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、乙が算定した本業務に要する光熱水料（電気、上下水道、ガス）を負担しなければならない。また、毎月乙の指定した日時及び場所に光熱水料を持参して支払うものとし、指定した日時に納金しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

8 業務期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、令和11年3月31日まで国有財産の使用許可を更新することができる。

なお、業務の開始及び終了の時期については施設の状況等により変更もあり得る。

※ 店舗の設置及び撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において喫茶店、理容店等を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び適正な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。

丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (3) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、

- 関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (6) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

12 衛生等の健康保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の順守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を順守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を順守させるために必要な措置を採らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、6か月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。

なお、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 丙が使用する食材は、東日本大震災の被災地の復興に向けた被災地産品及び国産農林水産物・食品の優先的な利用に努めること。
- (5) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (6) 丙は、県民の健康と安全を確保する環境に関する条例に規定するディーゼル車規制に適合する車両を使用すること。
- (7) 飲食店、理容店等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (8) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (9) 丙は、使用物件の維持保存（※）のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。

なお、排水管については、年1回以上高圧洗浄を実施し、担当職員に報告書を提出すること。

※ 使用物件の維持保存とは、例えば厨房ダクトのグリスフィルター、厨房グリストラップ、排水管及び空調フィルターといった付帯設備（工作物）の使用に応じた定期的な清掃を含むものである。

- (10) 丙は、乙が計画した防災訓練について、甲の指示に基づき参加すること。
- (11) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。
なお、丙は、停電作業等が原因で使用機器及び食材類の損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (12) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲の担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (13) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (14) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (15) 丙は、毎日、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (16) 丙は、空調設備の運転、温度調節等は国の基準に従うものとする。
- (17) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (18) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (19) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（飲食店、理容店等の営業停止を含む）に従わなければならない。
- (20) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (21) 丙は、本仕様書、仕様書（その2）に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。
- (22) 丙は、公募説明会及び決定業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。
- (23) 飲食店、理容店等の設置に当たり、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (24) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

18 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書（その2）1～2のとおり。

19 貸付品

- (1) 丙は、乙に貸付品の使用料を支払うこと。使用料は年度ごとに別途指示する。
なお、使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前

納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

- (2) 丙は、自己の都合により本業務を解除した場合、残期間に相当する使用料を請求することはできない。
- (3) 貸付品の引渡し、管理、修理及び返納（機材の故障、経年劣化等により使用不可又は使用するに耐えない状態の場合の機材撤去及び付帯工事等を含む）に要する費用は、丙の負担によるものとする。
- (4) (3)の返納時の機材搬入場所は、担当職員が別途指示する。
- (5) (3)の貸付品返納後、丙が設置した機材等は、退去の際に丙の負担により撤去する。

20 その他

この公募に応募がなかった場合には、原則として防衛省共済組合が公募を行う。

仕様書（その2） 1

- 1 募集業種
飲食店もしくは飲食店兼隊員クラブ
- 2 設置場所
厚生センター1階
- 3 国有財産使用許可面積
131.25㎡
※ 上の使用許可面積以外に、自動券売機、ショーケース、案内板、看板等を設置する場合についても使用許可を得るとともに、国有財産使用料を支払うものとする。
- 4 国有財産使用料
年額1,400,831円（消費税別）
※ 上記使用料は、令和5年1月の単価であり、上下する場合があります。
- 5 光熱水料
国有財産使用料とは別に徴収する。
- 6 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
原則として、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
 - (2) 営業時間
 - ア 飲食
午前11時から午後2時までを基準とし、別途協議により決定する。
 - イ 隊員クラブ
午後5時から午後9時30分までを基準とし、別途協議により決定する。
- 7 販売品目及びサービス
 - (1) 飲食
昼食・コーヒー・ソフトドリンク等の喫茶メニュー
※ アルコール・ノンアルコール（アルコール度数0.00%）類の提供は認めない。
 - (2) 隊員クラブ
軽食等・アルコール・ソフトドリンク等のメニュー
- 8 その他の営業条件
国の行事又は緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。
- 9 既存店舗保有備品等
 - (1) 一覧表は公募説明会時に配布する。
 - (2) 既存保有備品等を引き継ぐ際は、現業者と覚書を作成し、甲に提出すること。
なお、書式については、甲の指示に従うこと。
- 10 協定書
業者決定後、甲及び丙との間で、災害発生時の対応、支援体制等を記載した協定書を締結すること。詳細は別途指示する。

仕様書（その2）2

- 1 募集業種
理容店
- 2 設置場所
厚生センター1階
- 3 国有財産使用許可面積
53.13㎡
※ 上の使用許可面積以外に、自動券売機、ショーケース、案内板、看板等を設置する場合についても使用許可を得るとともに、国有財産使用料を支払うものとする。
- 4 国有財産使用料
年額567,056円（消費税別）
※ 上の使用料は、令和5年1月の単価であり、毎年度見直しを実施する。
- 5 光熱水料
国有財産使用料とは別に徴収する。
- 6 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
原則として、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
 - (2) 営業時間
午前11時30分から午後7時30分までを基準とし、別途協議により決定する。
- 7 販売品目
理容
- 8 その他の営業条件
国の行事又は緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。
- 9 既存店舗保有備品等
 - (1) 一覧表は公募説明会時に配布する。
 - (2) 既存保有備品等を引き継ぐ際は、現業者と覚書を作成し、甲に提出すること。
なお、書式については、甲の指示に従うこと。
- 10 協定書
業者決定後、甲及び丙との間で、災害発生時の対応、支援体制等を記載した協定書を締結すること。詳細は別途指示する。